

水道事業からのお知らせ

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき検定を受けた月から8年以内に水道メーターを新しいものと交換しています。

該当するご家庭には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事が交換に伺います。

作業中は一時的に水が使えなくなりますので、ご協力をお願いします。

水道使用の開始・中止は必ずご連絡を

①新たに水道の使用を開始するときは、使用する場所の住所（アパート・マンション名、部屋番号）、使用開始日、使用者氏名、連絡先の電話番号をご連絡ください。

②転居などで水道の使用を中止するときは、住所、氏名、お客様番号、使用中止日、転居先住所、連絡先の電話番号をご連絡ください。

③開始・中止の受付は、水道課窓口、もしくは、電話でできます。

また、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間365日いつでも手

続きが可能です。ご利用の際の詳細については左記の行田市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.gyoda.lg.jp/1/05/1/1/d/ensisinsei.html>

水道メーターの検針にご協力を

検針員が2ヶ月に1度、水道メーターの検針に伺います。

水道メーターの検針は、お客様がご使用になつた水量を正確に計量し、水道料金を計算する大切な作業です。検針を正確に効率よく行えるよう

ご協力をお願いします。

こんなときは困ってしまいます



緊急断水にご注意

回覧・広報などでお知らせすることなく漏水修繕工事などで緊急に断水することがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、水の使い始めには、水がにごる場合がありますので十分に気をつけてご使用ください。

Q 白い水がでる

A 水道管の中に入っている空気が無数の小さな泡になったためと考えられます。

しばらくそのまま放置しますと泡が消えて澄んだきれいな水になります。

そのまま使用していただいてもさしつかえありません。

Q 水がにごる

A 建物内の老朽化した水道管内の鉄サビなどが原因で水がにごることがあります。

また、消火活動などで多量の水を使ったとき、水道工事や断水により、水道管を流れる水の速さや方向が変化し水がにごることがあります。

このようなときは、しばらく水を流し、澄ん

だから飲用などにご使用ください。

